

さんきょう子育て支援ローン

平成 25 年 1 月 4 日現在適用中

1. 商品名	さんきょう子育て支援ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫営業区域に居住または勤務されている満 20 歳以上の個人で、お子様を扶養されている方。 お子様の年齢は通常大学を卒業される年齢以下とします。
3. 融資金額 融資方法	<ul style="list-style-type: none"> 300 万円以下（既存の本ローンを含めた 1 世帯あたりの合計額） 証書貸付形式（短期一括返済の場合は手形貸付形式）でご指定の返済口座に入金いたします。
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 子育てにかかる費用全般 ※レジャーなどの遊興費、耐久消費財の購入資金はお取扱できません。
5. 返済期間	<ul style="list-style-type: none"> 8 年以内
6. 融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 融資決定時の長期プライムレート + 1 % 但し、既に「さんきょう子育て支援定期積金」契約者の方からのお申込みに対しては 0.5% 優遇いたします。
7. 返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利金均等割賦返済 融資金額の 50% を限度として年 2 回のボーナス返済の併用が可能です 一定期間元金の返済の据置ができる場合もありますのでご相談ください。 返済財源が明確な場合、短期一括返済も可能です。
8. 担保	<ul style="list-style-type: none"> 原則として不要
9. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> 原則として配偶者。配偶者のいない場合は父母または兄弟。
10. 苦情処理措置、紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9：00～17：00）にお申し出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9：00～17：00）にお申し出下さい。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

11. その他	<ul style="list-style-type: none">・取扱総額10億円、総額に達し次第本ローンの取扱を終了させていただきます。・お申込みに際しては所定の審査をさせていただきます。その結果ご希望に沿いかねる場合もございますのであらかじめご了承ください。・保証料・手数料は不要です。・現在の長期プライムレートについては窓口へお問い合わせください。・お申込み時には下記の書類を提出していただきます。 本人確認書類（免許証等）、資金使途確認書類（学校発行の振込用紙・見積書・請求書等）、年収確認書類（公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控）、住民票謄本・ご融資金は入金口座から支払先に振込していただくことを原則とします。
---------	--